

戦争の「事後」を考える

—— 東京市忠霊塔のゆくえ ——

長 志珠絵*

はじめに

ある特定の歴史的文脈のなかでその意味を語られてきた事々物々は、では背後の関係性の束を失った「事後」においてどのような変容を遂げ、またその変化をたどることによってどのような問題を提示することができるのだろうか。歴史学手法による研究は一般に、過去の出来事に対し、前史としての歴史的 premise に強い関心を向ける一方で、出来事の「その後」について必ずしも意識的ではなかったのではないだろうか。他方で戦争の時代をめぐる記録はその事後の社会のあり方やリージョナルな戦後世界のおかれた政治と密接に関わる。特にアジア太平洋戦争末期での戦争に関わる多様な出来事やその後の占領期、東アジアの冷戦時代において、近い過去の戦争の記録や記憶、同時代の出来事は、人びとに広く共有される情報として提供されてはこなかったからだ。だが1990年代半ば以降、歴史をめぐる課題の一つは、過去の語られ方や過去の想起のあり方に向けられ、国境を越えた「戦争の記憶」を解きほぐす作業が求められる¹⁾。歴史叙述としては、過去の出来事とその事後の密接な関係への再考をうながすものであり、戦争をはさんだ出来事より細部をめぐるのは東アジア規模での過去の歴史化が進む今日、改めて検証可能なことがらだろう。

本稿は戦時下の帝都空間でシンボリックに扱われた戦争シンボルが、戦争末期にどのような状況下にあったか、他方、戦争の事後の社会のなかでどのような意味転換を果たすのか、その過程を歴史学研究の手法を通じて明らかにし、戦争記憶を読み解く新たな試みとしたい。具体的には日中戦争以降、戦没兵士の集合的な納骨施設かつ巨大な構築物として計画・建設が進められた本土各地の「忠霊塔」のうち、首都での設置であることから様々なローカリティを帯びる「東京市忠霊塔」に着目し、戦前戦後を架橋しての変遷を明らかにする。総力戦下、帝都東

*おさ しずえ 神戸大学大学院国際文化学研究科

京での忠霊塔建設は、大掛かりなしくみによって人びとの感情レベルの動員をも狙うとともに、数年後の連合軍占領期でもその地域的特異性が際立つ事例である。

ところで忠霊塔研究をめぐっては第一に、主に戦時下本土の銃後社会のあり方を問うなど、軍隊と地域社会との関係に関心を持つ研究潮流によって牽引され、郷土部隊や「内地」の村出身の兵士の死と公葬、これらを取りまく遺族の心性や死者への民俗等との関係が注目されてきた²⁾。また忠霊塔設置そのものは日中戦争下に本格化するが、これまでの研究はその関心を日露戦争後の村の忠魂碑との連続性等、前史や時系列に向け、想定する地域も、町村を軸としてきた³⁾。しかし近年では植民地や日中戦争下での軍事占領地での忠霊塔設置の動きなど、同時代史的な空間にも関心が及びつつあり、忠霊塔をキーワードに扱う時期や対象となる空間は、改めてその前提が検討される段階にあるのではないだろうか⁴⁾。都市部での動向や陸軍との直接的な関係にも踏み込んだ事例の検討に加え、時間軸をめぐっても、建設時期およびその竣工についてアジア太平洋戦争末期から敗戦直後にずれ込む例は多く、「軍用墓地」の戦後過程に着目する原田敬一の先駆的研究等⁵⁾、戦争末期と戦後過程を一連の流れのなかでとらえる検討が必要である。しかしそこでの戦後史もまた区切りのない時間ではない。今日の本土の都市空間の中には、その前史を戦時下に持つこうした納骨モニュメントおよびその跡地は形態を変えながら一定数存在することも知られるが、それらの「塔」をめぐる物語の多くは軍事シンボル復活ではなく、米軍占領期にはその設置が許されなかった、いわば米軍占領時代へのルサンチマンを核とした受難の物語の語りは少なくない。総力戦の事後に被った、戦没兵士やその遺族、地域に向けられた受難の物語はしばしばオキュペイドジャパンを特定の時間として描く。ここでは「事後」を占領期としてとらえることで、検討を進めたい。

第二に従来忠霊塔研究は地域の忠霊塔を対象に、主に町村レベルの比較的規模の小さいモニュメントが言及されてきたが、これに比して本稿は、東京市忠霊塔に焦点をあてることで、帝都の忠霊塔としての取組みを検討する。行政主導によって設置が進められた帝都の忠霊塔という象徴的な存在は、戦時下の帝都東京にあっては大いに喧伝され、プロパガンダ的な要素を帯び、多様な媒体にその記録が残る⁶⁾。また帝都は戦時下、激しい空爆対象エリアとされる一方、戦後は占領軍の中枢が置かれた「占領下の東京」として占領政策の実践地区でもあった⁷⁾。ところが戦前の旧東京市忠霊塔に起源をもつ今日の「東京都戦没者墓苑」は東京都小石川区の一画、後樂園球場の近在に現存するものの、同施設を管理する東京都福祉局生活福祉部援護福祉課編『援護と慰霊のあゆみ』（東京都、1995）には戦後も含め、その経緯について叙述はない。この一方で、旧忠霊塔に関しては、軍事モニュメントがおかれた背後の政治的社会的文脈が一変する転換点のなかで様々な言説のせめぎ合いに関わる日本語英語の記録が存在する。これらを読み解く作業を進める必要があるだろう。

本稿では戦争モニュメントとしての忠霊塔を戦争の事後の記憶を考える素材に注目するという観点から、占領期という時期区分を導入しつつ、日本の首都空間において、軍国主義日本の戦争シンボルの一つがどのような戦争記憶の操作の対象とされたか、検討する。

I 忠霊塔建設という戦略

以下ではまず、忠霊塔の設置意図としての一般論を確認しておきたい。忠霊塔建設運動を担った財団法人大日本忠霊顕彰会は、関東軍の退役軍人を中心とし、日中戦争からアジア太平洋戦争の時期にかけての設置は「上から」の運動とされてきた。対中国政府との「事変勃発」メモリアルデーにあてた発会式は、厚生省や拓務省なども加わった6省の現役大臣が顧問に名を連ね、1939年7月7日、九段の軍人会館講堂で行われた。ただし発足当初の目的は、外地と内地の双方での建設を掲げるもので⁸⁾、外務省東亜局と密接に連絡を持つなど⁹⁾、「戦地」「内地」をつなぐ帝国の戦場空間での設置が意識されていた¹⁰⁾。この一方同会は、銃後の「一日戦死」をスローガンとし、ことに本土の設置主体は市町村に限定していた。その理由を説明する文脈で同会は、市町村の役割を「今次事変の主要会戦地における忠霊塔建設に対する助成並にこれが維持及び祭祀」に見出し、このため「市町村ごとに一カ所にまとめ永久に市町村において自分らの身代わりとなつて斃れた忠死者のために奉仕して、永久に忠霊を戴いて行く施設としたい」¹¹⁾とする。このように地域社会に銃後の役割を期待する言説からは、忠霊塔の維持管理をも戦没者に関わる出身地域に委ねるなど、人びとにとっての身近な存在として兵士納骨施設がとらえられていることがわかる。

もっとも増え続ける戦死者を、戦局の悪化と戦線拡大のなかでどのように表象するのか、そのあり方には困難がつきまとう。管轄省庁であった内務省が忠霊塔建立に抑制的な態度をとったことは知られるが¹²⁾、これらは戦時下本土での、戦死者追悼をめぐるリスク管理的な発想にとどまるものではないだろう。ことに大日本忠霊顕彰会は、満州や大陸中国も含めた戦場を忠霊塔建設空間として想定していたからである。実際、忠霊塔を納骨施設とし、市町村単位での多様な形態の建立を抑制する通牒（内務省警保局長神社局長通牒、1939年2月）以前、1938年3月12日日付内地庁府県長宛通牒「忠霊塔記念碑等ノ建設ニ関スル件」は、「外地」に向け、陸海軍次官宛の諮問を伴った。そこでの忠霊塔抑制の趣旨は抽象的なものというより「内地」への波及の懸念を全面に出したものである。「中支那方面」での「皇軍戦没将兵ノ忠烈ヲ顕彰」「戦跡ヲ記念スル為忠霊塔、記念碑」等の建設が企画され、資金調達のために内地で寄付行為が行われた事態を受けて、以下のような強い危惧が明言されている。

「未だ事変の終局を予知し得ざる現在、時期甚だ尚早なると共に之を放任せんか此種計画続出し各方

面に好ましからざる影響を及ぼす処あるを以て当分の間此種計画は論告取止めしむること」(第一案)¹³⁾

ここでの問題は、忠霊塔の起源としての日露戦争の記憶といった過去の表象ではない。日中戦争下、戦没兵士の納骨(象徴骨)モニュメントが増え続ける状況のなかで、では同時代の社会に向けて死者の記憶をどのように管理するのか、あるいはどのような意味を喚起するのか、この点が焦点となっている。総力戦時代の新たな政治文化として、ヨーロッパでの第一次世界大戦の経験を前提としたモニュメント論が提起するような、「国家のために命を捧げた死者」をめぐる新たな装置が必要とされるにせよ、日中戦争以後の本土日本にあってはいまだ、忠霊塔という抽象度の高いモニュメント建設とその意義は「時期甚だ尚早」も懸念される、いわば学習途上の新たな政治文化であったととらえるべきだろう。忠霊塔をめぐる言説をここでは総力戦体制下で模索された、新たな動員装置の役割としてとらえておきたい。

この一方、どのような論理で着工されるにせよ、地域事例をふまえた研究は建設工事の労働力や資材不足、市民への協力体制がなかなか得られない様相を指摘してきた。試みに状況をひろっておくと、アジア太平洋戦争開戦の直前、1941年11月1日段階、財団法人大日本忠霊顕彰会による「内地忠霊塔完成着工状況一欄表」¹⁴⁾が埼玉県の前行政文書のなかに存在する。県の行政文書用の簿冊に綴じられたこの表を見ると、大日本忠霊顕彰会発足2年を経ても戦時下の英霊モニュメント設立がそれほど顕著な動きではなかったことがわかる。これによれば、青森から鹿児島までの市町村で、忠霊塔の既設60基、建設予定は88基、主に町村主体で竣工を1941年とするなど建設中又は建設予定段階である。他方、市レベルでの既設塔は和歌山市のみ、市部での建設予定中2例は東京市と八王子市である。基数はさらに増えたのだろうか。1942年1月20日段階の顕彰会調による「内地忠霊塔完成着工状況一覧表」での数字を紹介しておく¹⁵⁾、85基竣工、近々完成87基、建設企画376市町村、建設希望1397市町村であり、「内地」の示す範囲は、青森県から鹿児島県までの3府42県、都道府県単位の塔は存在しない。忠霊塔の建設主体は、昭和期にはいって膨張しつつあった「市」ではなく、先行研究が扱ってきたように「町村」であったことがここでも確認できる。

では設置主体について顕彰会内部でどのような議論があったのか。この点を忠霊顕彰会の議事録に探すと1点だけ、「県で一つたてて、全部忠霊塔を兼ねると云ふのはない」¹⁶⁾との現状説明的な発言を見出した。戦争モニュメントとしての納骨施設が新たな試みであったとするならば、対象となる戦没兵士をカヴァーする範囲についてさえも、従来通りの市町村なのか、県単位なのか、建設事業の展開過程においてようやく議論が登場する段階であったことがわかる。先の全国敷設状況一覧表は複数知られてきたが、1942年10月段階では、樺太から沖縄までを組み込むなどその範囲は広がりを見せ¹⁷⁾、実際の竣工事例も微増傾向にあった。都市部での設

置は少数派ではあるが、この一方で、同年 1942 年度の同会の動きとして先の議事録には「京都市忠霊塔敷地決定の件につき京都市へ 桜井, 春日井」(1/24~28)¹⁸⁾ などとあり、財団法人大日本忠霊顕彰会が都市域での建設に関心を持っていた可能性は高い。東京市忠霊塔は、町村を主体とする忠霊塔設置運動が展開する戦時下本土の一般的な状況のなかにあって、忠霊顕彰会の構想に沿ってその役割が与えられ、「東京市」の主に公園課行政によって大規模事業として進められた。とするなら東京市忠霊塔は、同時代の忠霊塔建設事業のなかでの、共通した要素とともに、顕彰会との関わりや帝都であることによって突出した事例でもあったことがわかる。

II 東京市忠霊塔の時空間

実際の竣工数が漸次増加傾向という程度の状況にあって、建設予定中の「東京市の忠霊塔」は都市の性格や規模に応じた大掛かりなものであった。東京市忠霊塔建設の経緯については東京都公文書館紀要において、東京市の広報誌『市政週報』の記事等を用い、1942 年までについてのおおよその動向が明らかにされてきた¹⁹⁾。ここでは『市政週報』記事のうち、従来言及されてきた以外にも適宜記事を加えるほか、1942 年以後の展開についても主に同用地の使用法をめぐる都立公文書館蔵の戦後の都の行政史料、『読売新聞』の CD-ROM によるデータベース検索で得られた記事他、その他の関連資料も加え、東京市忠霊塔についての戦時下での動きを確認していきたい。

まず「上から」としての忠霊塔は、議会の承認手続きを得、市が盛んに社会に向けての情報を発信した。日中戦争からアジア太平洋戦争にかけての忠霊塔建設が、19 世紀の国民軍としての軍人墓地とは大きく異なる意味を帯びる点が考えられる。どのような建設構想ができあがるのか、市民は『市政週報』や新聞紙面で読者となった。まず組織作りとしては財団法人大日本忠霊顕彰会の発足から全国での忠霊塔設置計画にさきがけての 1939 年 3 月、東京市会は「支那事变関係合同墓碑建設に関する決議」(3/17)²⁰⁾ を経て東京市忠霊塔建設事業協会を設立、事業に着手し、その事務所は市役所内におかれることとなった。11 月には「忠霊塔建設計画」が発表され、「東京市忠霊塔」が「全国の市町村の模範となるやうに他に魁けて建設する」²¹⁾ ことが掲げられた。

あらたな模範には具体的なモデルが必要だろう。顕彰会は 1939 年 8 月から準備を進め²²⁾、40 年にかけて新聞メディアを宣伝媒体に、東京帝大の建築家、岸田日出刀や佐藤功一を委員とした競技設計を推進した。応募は外地、内地大都市、内地地方都市の 3 種に分けられ、1 月 6 日、伊東忠太を審査委員長とし、新聞紙上で入選者発表を行うほか、1 月末からは巡回展を通じて主に大都市圏での一般公開を行なった²³⁾。コンペそのものは、外地と内地に向けてのモデル提示であって東京市忠霊塔に特化した事業ではない。また早くからこのコンペに注目し

た井上章一は、古風で保守的なイベントではなく、建築界の新興勢力がモダニズム建築思想を掲げた性格を帯びた「『日本ファシズム』による空間演出」ととらえた²⁴⁾。「内地」の大都市は、第2種の図案とされ、当選者と「忠霊塔標準様式」が発表された。1940年9月、東京市『市制週報』の表紙は、この2種優勝者の図案と思われる。3種は予算も異なるが、すでに先行する外地モデルとの構造上の違いとして内地忠霊塔は外地忠霊塔のような内部構造を持たず、塔の前で儀礼を執り行う空間が求められていた。本土の大都市型忠霊塔は、モニュメント単独で完結するというよりは周囲の空間整備を前提としていたことになる。このように忠霊塔コンペは東京市忠霊塔事業に引き寄せてみた場合、顕彰会を媒介に、具体的な実践の場を伴って展開していったと見てよいだろう。

同時に帝都の忠霊塔としてローカルな役割も期待されていた点に注目したい。「東京市忠霊塔」は戦没者追悼をめぐって、市民との新たな関係性の構築に加え、軍人墓地等既設の墓域と他方、靖国神社との差異が強く意識されているからだ。

「(東京市)忠霊塔とは、納骨堂併設の合同墓碑を謂ひ、単に記念的の碑表ではなく、東京市出身の戦没者の遺骨(遺髪など)を納めて、市に於て永遠に祭祀を行ひ、護国の英霊の栄域として市民尊崇の中心となるものである。戦没者の霊は靖国神社に合祀され、其の遺品は遊就館に納められて、市民は常に英霊を拝し遺品に接することが出来るが、遺骨を納めて拝する施設が無い。陸軍墓地や個人墓地があるが、これは必ずしも一般市民の参拝に適すとは云へないし、その祭祀についても、年月の経過に伴ひ荒廢に任せるものが無いとは云へず、これでは啻に市民の不幸ばかりでなく、護国の英霊を慰め、其の忠烈に酬いる道に反し、国民精神に及す悪影響も亦甚だ大きなものとなる。忠霊塔は、これを未然に防いで忠霊に報ひ、国民精神の昂揚に資さうとするのである」²⁵⁾

ここでは東京市忠霊塔の意義は、先行する2つの戦争死者追悼のあり方との関係が強く意識されている。一つは陸軍墓地という追悼埋葬施設のあり方であるが、これは「一般市民の参拝に適すとは云へない」点で、総力戦体制下という戦争死者と地域や市民社会との密接な関係が必要とされるような新たな時代の要請に応えないという。あるいは靖国神社との関係性が強く意識されている点も東京市忠霊塔をめぐる言説の特徴だろう。遺骨不在という観点から未来の東京市忠霊塔は靖国神社との役割の違いが強調され、その補完的な位置を占めるという。大量の戦死者を余儀なくされる時代、個別具体的な「遺骨」(遺品)との関係を結ぶ対象は個々の遺族や、軍組織との関係ではなく、銃後の市民社会とのつながりにおいて重視された。このように忠霊塔に関わる戦争の死者言説は、その弔う対象を個々の顔を見える個人的な存在として扱わない点で、第一世界大戦後の「無名戦士の墓」構想と通底する同時代的な言説である。さらにこうしたイデオロギー的な側面は都市の空間配置への意識に及ぶ点も注意すべきだろう。



1940. 8. 25『読売新聞』

図1 「建設地は後樂園」

「交通に便利な市内景勝の地を選定」とされ、「神社の境内を避けるが成るべく靖国神社に近接したところ」²⁶⁾ など、東京市忠霊塔は帝都の都市計画のなかでの意味や、大衆性、さらには靖国とのアクセスをふくめた利便性をふまえた場所選定が強調されているのである。

ではその設置場所とは何か。場所をめぐる意図や歴史性が明確になっていくのは、実際の用地選定の過程を通じてであろう。1940年4月、「忠霊塔建設事業協会」は常任参与会を市長応接室に開催、候補地について協議し、「徳川氏霊廟付近」と「小石川陸軍工科学学校敷地視察」(5/3)を視察した。メンバーには後の安井東京市長(安井衛生局長)の他、戦前戦後の東京の都市公園行政を担った井下清公園課長の名があがる²⁷⁾。井下は帝大卒ではない造園技師出身の行政家として、大正末から昭和にかけての欧米視察経験を生かし、緑地化や墓地公園等、都市公園についての新たな提起を行った。多摩公園墓地や、東京・本所にある震災記念堂及び公園の実質的なプランナーとしても知られる。さらに1940年になると都市計画法の改正によって公園行政は都市防空を担当し、東京都計画局公園緑地課長として、遺体の都市公園への仮埋葬指示など東京大空襲の事後処理にも深く関与した²⁸⁾。井下の市役所就任後のキャリアに典型的に見られるように、東京市公園課は都市計画を担う行政の中核にあった。

一方で、敷地が元陸軍工科学学校分校跡地に決まったように、忠霊塔竣工事業において軍との

関係は密接だ。新聞報道の見出しを拾うと1941年8月25日、「建設地は後樂園 帝都の忠霊塔愈々明春着工」がある。記事によれば、建設地とされた後樂園のうち忠霊塔用地1万8千坪は旧陸軍工科学学校敷地で、内訳は1万3000坪が陸軍省から無償貸与、5000坪は大蔵省から5万円での払下予定とある²⁹⁾。この記事の4ヶ月前、1941年2月での記録が戦後の都の行政史料に残り、その間、東京市忠霊塔建設事業協会長（東京市長）と留守近衛師団経理部長との間に、土地使用についての仮協定書が交わされ、近衛師団との協力関係を得て、土地取得は着々とすすめられていたことがわかる³⁰⁾。あるいは顕彰会の記録の側から東京市忠霊塔への関わりを見ると、「東京市忠霊塔建設敷地打合せ（東京市主催）菱刈、山岡、山内、外賀、角田」（1940.5/3）、「東京市忠霊塔建設敷地小石川区小石川一丁目陸軍工科学学校跡ニ決定ス」（1940.8/24）³¹⁾、「東京市主催忠霊塔建設協議会 桜井、島内、外賀出席」（1941.11/7）³²⁾ など忠霊顕彰会側の東京市協議会への出席の動きがわかる。これらは敷地の選定や決定等に関わるもののようだが、このほか、「東京市へ忠霊塔補助金5万円交付」³³⁾ など、中国大陸や「昭南忠霊塔」建設をも主導した大日本忠霊顕彰会は、東京市の忠霊塔建設事業に対し、補助金を供与する役割を果たしていた。なおこの5万円という金額は、大蔵省払下による5000坪分に相当している。1941年段階では忠霊顕彰会の事務所は、小石川に移転していたから、東京市忠霊塔建設地と同じ敷地に存在していたと考えられる。東京市という地域行政、近衛師団、顕彰会の他陸軍省や大蔵省等政府も便宜をはかるなど、帝都にふさわしいネットワークに支えられた東京市忠霊塔竣工事業の位置が分かる。

では具体的な竣工準備のなかで、忠霊塔建設場所とはどのような空間として想定されるのか。「帝都の忠霊塔」を、との意気込みは、壮大なモニュメント設置計画にとどまらず、戦時下の「国民」動員の機能を前提としていた。

「忠霊塔は後樂園高台に靖国神社と相対して作られ高さ約150尺の豪壮なもので、前面には式壇を設け、左右両翼に特別陳列室を建設して記念の遺品等を陳列し、その前面には、三千六百坪、収容人員二万人の広場を作ることになっている。また同広場の右側には団体の集合に使用する為、収容人員七千人の第二広場を設け、境内には事務所、休憩所、遙拝所等の施設をなす外花壇、樹林など公園設備を行ひ七百万市民の集ふ聖地とする計画である。」³⁴⁾

後樂園高台に、靖国神社と相対する建築物は、霊魂と遺骨、臣民と市民といった役割分担を期待された統合的な追悼の機能や景観として公園設備を伴う「聖地」が目指されていたとある。特に公的霊園公園空間の構想は具体的には、既存の施設としての靖国神社や二段構えの広大な広場設置、忠霊塔とは別棟の「納骨堂」、「惜別記念陳列室」などを含めるものだった。東京市忠霊塔にみる戦時下の設置構想は、その配置された空間構成という点では、市民社会型の公園

思想を主導した井下等行政官僚のもとで、単体のモニュメントとしてではなく靖国神社を含め、帝都の空間のなかでの「聖地」造出にむけられていた点にその特徴があった、と考えたい。

もっとも本土各地の町村単位の忠霊塔が、資材不足を理由にその建設延期を余儀なくされた例は多く、地域での実態に基づく先行研究は、アジア太平洋戦争末期、忠霊塔建設が停滞しがちであったことを指摘してきた。先に町村レベルでの忠霊塔建設の多くがあくまで建設予定であった点を見たが、アジア太平洋戦争下、大規模な構造物としての忠霊塔建設の速やかな竣工は容易ではないだろう。ことに先に指摘したように、東京市忠霊塔はコンペ第二種の直線型の塔を備えた規模の大きなモダンな建造物であり、1940年8月での用地決定の際の予想図でも岸田日出刀が高く評価したような「新京」型が紙面を飾る。では構想段階から変化はあったのだろうか。この点で、内閣情報部『写真週報』（1943年4月10日付）を見ると、「建設工事は仮御堂の竣工とともに着着と進行」と報じられるものの、掲載された東京市忠霊塔は「仮堂」とされ、デザインのにも神明造風、規模も縮小され、予想図とは別の建築物が出現していた。以後、1941年6月起工式等、新聞報道は、構造物としては仮堂建築にのみ終始する記事となり、当初の計画が省みられることはない。神道形式の東京市忠霊塔の造形は、たとえ仮堂として説明されるにせよ、コンペ段階での岸田の議論からは大きな路線変更であった。戦争末期という時代的制約があるにせよ、コンペに沿った第一次世界大戦以後の「無名戦士の墓」構想による新たな構造物としての忠霊塔の建設は実現しなかった、とみるべきだろう。一方で、仮堂の役割として興味深い新聞報道は、「1941.3 評議員会議決 仮納骨堂建築」で、仮堂建築は納骨堂を伴って建設されていたとある³⁵⁾。また建築物のデザインとしては大きな変更があったものの、『市政週報』で強調された、忠霊塔を含めた公園としての空間整備という点でその進捗状況はむしろ著しい。新聞報道によれば仮堂建設に先だっては周囲の用地買収（1942.1.30）が進められて林苑整備がなされ、図2のような計画的な都市公園の景観整備が進められたからだ。

担当者は元東京市公園部技術課長であった市川政司であり、この構想及び人事についても公園課長井下清によるとある³⁶⁾。以後、アジア太平洋戦争開戦をはさんで1年後には仮堂の地鎮祭、7月8日以後には勤労奉仕隊による工事が進められた。モダンな構造物としての忠霊塔建設を欠いたまま、1942年10月20日に完成した仮堂は、12月には「参詣門を設置」し、都電「忠霊塔前駅」で交通網との設置をはかった³⁷⁾。

忠霊塔建設をめぐるのは、実質的な労働力不足を補う意味も考えられるものの、敷地についての便宜供与をはかった近衛師団による奉仕作業等³⁸⁾、忠霊塔建設運動が軍や市民とともになされた銃後運動であることもメディアは強調する。奉仕した市民の一人として中野重治は「忠霊塔建設勤労奉仕の感想を問われて」という短文の中で、「仕事全体が何となく気持ちよく、こういうことは時々あるのがいいと思つた」と記す³⁹⁾。建築物としての忠霊塔をめぐる新聞報道は20坪の本殿、5坪の拝殿からなる仮殿ばかりとなり、戦没兵士の納骨と儀礼について



1942.3.21『読売新聞』

図2 「忠霊塔に奉仕隊結成」

の記事が中心となる。落成時では各区の遺族の招待について⁴⁰⁾、次いで、11月16日584人分を、以後5日間、都内の各区ごとに分骨が「奉安」され、同月24日午後2時30分、合同奉安祭として3128柱とある⁴¹⁾。紙面には遺族として妻と男児の写真が掲載された。これらの儀礼について、1942年度の忠霊塔顕彰会会報『顕忠』2月号には忠霊塔の祭典に神仏両式を採用したとある。この他『顕忠』10月号では防空忠霊塔映画事業を進めるなど、空爆が予想される時代の銃後の守りを想定し、大衆啓蒙にもつとめていたことがわかる。

この間、行政文書からは、協会と近衛師団経理部長との間に貸付協定書が締結され、30ヶ年無償とされる一方で、分校移転費65万円については市が負担する取り決めもかわされていた(実費595,846円)⁴²⁾。だが軍用地の空間利用は戦況の変化と密接であったようで、防空体制の強化が優先される事態も見えてくる。早くも1943年5月には、陸軍省が無償貸与した敷地のうち南側約3000坪は「東部軍陣地に使用」として高射砲設置が計画された⁴³⁾。

1943年7月東京都政がしかれ、東京市は廃止された。『市政週報』によれば忠霊塔遺骨は「三二四〇柱」とされるなど、事業は継続されるものの、新聞報道を探ると1943年8月には「戦局悪化のため奉仕隊本部解散」とあり、忠霊塔建設そのものの中断が予想される。大日本忠霊顕彰会の側からは1942年度以降のまとまった議事録等は見出せない。管見の限りで東京市忠霊塔について見出せる記録の最後は新聞記事で、1943年10月23日に、「第三回忠霊塔遺骨奉安修祓式並合同奉安祭」が忠霊塔仮堂で行われ、784柱が追葬されたとある⁴⁴⁾。急がれた

仮堂建築は英霊のための儀礼空間確保にあった。1944年の10月になると、東京都は防空法による建物疎開を執行し、空襲が激化するなか都市計画局は帝都復興改造計画案の策定を進めた⁴⁵⁾。都の行政資料では銃後と前線―戦場との選別がつきがたいアジア太平洋戦争末期、円滑な復員業務の困難も予想されるが、竣工工事のための労働力確保のレベルにおいてもはや事業継続は、破綻をきたしていた可能性が高い。この時期、忠霊顕彰会の指導下、役場や村会、銃後奉公会等が担った高知県高岡郡北原村での忠霊塔建設を詳細にたどった小幡尚の研究は、村民の「勤労奉仕」作業が食糧増産にあえぐ村民の負担となり、敗戦直後にまでずれこんだ経緯を明らかにしている⁴⁶⁾。そもそも戦没兵士の顕彰・追悼とは平時のしくみを前提に、「戦争」という事後において国家や地域がそれぞれの文脈で過去を想起する問題系なのである。

Ⅲ 戦争シンボルの「戦後史」

戦時下で建設された忠霊塔群はどのような扱いを受けるのだろうか。「軍用墓地」のあり方について戦後過程に射程を伸ばし、その維持管理の点から注目する原田敬一は、1946年6月に出された「旧軍用地の扱いについて」が軍用墓地としての戦後史の始まりとみる⁴⁷⁾。ここでは本土の「忠霊塔」が、1945年9月以降の占領政策の中で大きくその背後の文脈を変えたと捉えておきたい。

まずは東京市忠霊塔を離れ、本土下での状況としては、町村レベルで建設されたものもまた、実際には神社様式の意匠を持つ例も多く、それらの形式の妥当性をめぐって、占領軍の神道指令との関係が問われた。また構造物として問題がなかった場合でも、設置された敷地が軍用地の場合、いったんは占領軍に接収され、条件付きで大蔵省管轄となった。あるいは設置場所そのものの意味も問われ、忠霊塔を学校等に設置したまま存置することは認められなかった。神社様式のデザインを施し、軍から土地を提供され、地域の中核としての学校が忠霊塔維持に関わるという姿は戦時下では一般的であったが、占領下では軍用地であることやモニュメントの意匠そのものが占領政策に抵触する対象とされた⁴⁸⁾。

特に「公葬」の制限通達（1946.11）はよく知られるように、戦争モニュメントを取り巻く連続性を大きく変化させた。文部次官及び引揚援護庁次長通達「戦没者の葬祭などについて」（1951.9）で解除される間、占領初期に出された公葬通達第四項目には以下のように、忠霊塔に関わる規定がある。

「忠霊塔・忠魂碑その他戦没者のための記念碑・銅像等の建設・並びに軍国主義者又は極端な国家主義者のためにそれらを建設することは、今後一切行はないこと。現在建設中のものについては、直ちにその工事を中止すること。（四）」

この時期に文部省大臣官房宗教課長をつとめた福田繁は「撤去をめぐり各地で現地軍政部との間にトラブルが発生したため、11月、警保局長名で知事あてに『忠霊塔、忠魂碑等の措置について』通達が出された」⁴⁹⁾としている。自治体史記述のなかでは、村の忠魂碑や忠霊塔が「進駐軍」の来村を前に、除去の対象となったとする証言や、占領期の弾圧政策と関わって、サンフランシスコ講話条約締結後の再設置のブームについての指摘は多い。

もっともポスト占領期を問うまえに、では、アジア太平洋戦争末期の忠霊塔的な分骨モニュメントはどのようにあったのか、あるいは、戦後の日本占領期にまで射程をのばした際、どのような実態が描けるのか、各地の動向について、事例研究の蓄積はまだ不十分である。ここではさしあたり、ポスト占領期であるサンフランシスコ条約締結後、戦前陸軍省の系譜をひく援護局が行った都道府県に宛てた調査の存在に注目し、紹介してみたい。調査は今日の千鳥ヶ淵戦没者墓苑、「無名戦没者の墓」を構想するための会議資料に添付されたものである。1954年5月12日付で厚生省援護局長は、各府県知事に対し、「戦没者納骨施設の状況について」照会を行った⁵⁰⁾。調査の対象は「都道府県にある戦没者の納骨又は慰霊施設のうち代表的なもの一カ所」を問うもので、目的は「無名戦没者の墓」計画の参考とするため、とある。またこの案件について厚生省は、多くの自治体で、軍人援護法等の業務遂行にあたる世話課の上級機関、民生部をあつめた全国民生部主管部長会議（1954.2.1, 2）席上でも説明したとある。以下は、5月から10月に至る回答結果をまとめたものである⁵¹⁾。結論を先に展開しておく、占領終結直後の時期、都道府県が世話課を通じ、代表的な存在として挙げた戦没兵士の納骨施設とは、敷地や管理のあり方としては、戦前の軍人墓地の延長に含まれると考えられるものや、同時に、陸軍墓地内にあっても戦前忠霊塔建設事業と密接な関係を持つと考えられる事例など、戦時下の新たな戦没兵士追悼施設設置の動向を反映すると思われる。

都道府県	名 称	管 理 者	建設時期	備 考
北海道	慰霊塔	美幌町遺族後援会	1952.9	美幌神社境内
青 森	弘前仏舎利塔	奉賛会	1945.11 (1941.7 着工)	陸海軍関係奉納遺骨（約5,000柱）
岩 手	平和塔	建設委員会	1952.5	護国神社境内
宮 城	大東亜戦争戦没者 勇士合葬之墓	県民生部世話課	1952.11	旧陸軍墓地
秋 田	静浄観	寺院	1949?.8	泉天徳寺（佐竹公菩提寺）境内、旧陸軍墓地管理を委託、旧陸軍墓地施設を解体、清浄観と合葬
山 形	靖霊塔	県	1952.8	旧陸軍墓地
福 島	小田山納骨堂 (旧忠霊塔)	遺族連合会	1943.6	戦後、陸軍省から大蔵省管轄、1951年県申請により無償管理委託
茨 城	茨城県戦没者留魂 之处	遺族連合会	1950.11	旧陸軍墓地、GHQ 関東民事本部長の指示下に建設、県費の支出は認められず、遺族連合会の募金

戦争の「事後」を考える（長）

都道府県	名 称	管 理 者	建設時期	備 考
栃 木	忠霊塔	護国神社奉賛会	1949	護国神社境内、旧陸軍墓地の忠霊塔を移転
群 馬				既設のものは一般的な忠霊塔
埼 玉	世界無名戦士之墓	建設会	建設中	衆参両院に建設趣旨を請願採択（1951）
千 葉	千葉県忠霊塔	県	1954. 4	1944 旧陸軍省経理部で建設工事、完成を見ず、1953～県が修復
東 京	慰霊堂	慰霊協会	1952. 5	
神奈川	神奈川県戦没者慰霊堂	県 (民生部世話課)	1953. 11	県出身戦没者及び全戦災死者を対象
山 梨	戦没者納骨堂	甲府市	1945?. 8	
新 潟	新発田市北蒲原郡戦没者納骨堂	新発田市遺族会	1944	県市費の補助により維持、旧第二師団経理部で設計
長 野	納骨堂	美須々神社	1944	旧陸軍墓地内施設
静 岡	慰霊標	静霊奉賛会	1952. 11	護国神社境内
愛 知	東山霊安殿	公共福祉事業団	1948. 11	
岐 阜		(県厚生部長)		納骨施設の建設案が進行中、1954 年度、県費 100 万円計上
三 重	英霊殿	県仏教会	建設中	1953 年交付先不明遺骨を県仏教会に移管
富 山	忠霊塔	県	1941. 12	もと陸軍関係の分骨 4787 柱
石 川	石川県合同忠霊塔	遺族連合会	1943	野田山（旧陸軍墓地）墓地内
福 井	鯖江忠霊塔	遺族会	「支那事変中」	
滋 賀	慰霊の塔	県英霊顕彰会	1955.3 竣工予定	膳所城趾公園護国神社復興整備事業と併行
京 都	納骨堂	遺族会	近く建設	京都市営墓地内建設予定
大 阪				四天王寺に移管、無名遺骨 87、分骨 783、
奈 良	納骨堂	東大寺	遺族厚生会	旧陸軍土地内建設
和歌山	平和塔 (旧忠霊塔を改称)	平和塔護持会	1941. 4	旧陸軍共同墓地の払下地及び民有地買入地
鳥 取	戦没者慰霊塔	県	1953. 7	旧陸軍墓地の外該当なし
鳥 根	松江緑山苑	松江市	1948. 10	旧松江歩兵第 36 聯隊関係の陸軍墓地を改修
岡 山	忠霊塔	護国神社	1953. 9	護国神社境内
広 島	忠魂墓碑	広島市	1947	
山 口	納骨塔	遺族連盟	1948. 12	山口市宮里下山崎、旧陸軍墓地内建立は山口県仏教会
徳 島	忠霊塔	徳島市	1942. 5	旧徳島陸軍墓地、市の商工課が公園として維持管理
香 川	日華事変及太平洋戦争戦没者之墓	善通寺市	1949. 4.	旧陸軍墓地内
愛 媛	未定	松山市	近く建設	
高 知	忠霊塔	民間団体	1937	
福 岡	無名戦士の墓案		予定	旧陸軍墓地内
佐 賀	納骨堂	仏教連盟	1952?. 1	
長 崎	戦争事変戦没者合同碑	大村市	1933. 3	旧陸軍墓地内
熊 本	忠霊塔	熊本市	1954. 7 (予)	
大 分	納骨堂	県	1954. 3	
宮 崎	宮崎県戦没者納骨堂	都城市	1941. 4	旧陸軍墓地内
鹿児島	太平洋戦争戦士之墓	県	1952. 3	探照公園（城山下）

戦前、神社境内への設置は避けるよう内務省が指示していたことから考えると、県遺族会や護国神社が主体となる設置は、占領末期からポスト占領期の事例ではないだろうか。他方陸軍墓地の場合、軍用地として大蔵省に移管され、県への無償委託が可能となる過程がわかる⁵²⁾。また占領後期の事項が多いため、占領軍と一口にいても府県行政との関わりは茨城県の例のように連合国軍ではなく、米国太平洋陸軍を上層機関に持つ地方軍政部となるうえ、一般に、地方軍政部の任務とされてきた、占領政策遂行の監督よりは踏み込んだ関与のようにも見受けられる⁵³⁾。同時に、茨城県の例も含め、これらの回答からは、公葬制限令以後、主に公的資金の投入に制限をかけた上で新規設置が存在することもわかる。戦没兵士の顕彰モニュメントの設置をポスト占領期の現象としてのみイメージすることはできない。

ことに表の「備考」欄に抜粋したように、軍部と寺院の役割は注目される。各府県からの回答のなかでアジア太平洋戦争末期、軍の関与で軍人墓地内に県単位での忠霊塔設置が計画され、「分骨」が集積され、占領期を経ることで、主な管理移管先を寺院に託す事例が存在することは、占領期という歴史的フィルターの中で検討する必要があるだろう。ここでは、第四師団管区の2例を紹介しておく、たとえば奈良県では1937年以降、「陸軍で企画していた各府県毎に設置予定の忠霊塔（傍点引用者）」計画があり、このための戦没者分骨を東大寺に保管を委託し、敗戦迄県所在の補充隊が管理していた。戦後は世話課がこれをひきつぎ、1950年、管理一切を東大寺に委譲、東大寺では納骨堂建設を計画中とある⁵⁴⁾。和歌山県でも1937年頃に「旧第四師団から戦没者祭祀施設建設の提唱」があり、県仏教会が建設の主体となって陸軍共同墓地の払い下げを受けた。その後、民有地の買入も含めて敷地4800坪、全県民からの浄財と篤志家の寄付によって1941年4月竣工（1940年9月起工）し、1943年、陸軍に寄付となった。戦後は中心部を大蔵省管轄、周辺部が仏教会所有となり、国から借用中であり、名称も戦後、「平和之塔」と改めた。法要は春秋の彼岸と盂蘭盆会とある⁵⁵⁾。土地利用のあり方も含め奈良県や和歌山県では、管轄師団が県単位での忠霊塔建設を担っていた例として考えてよいのだろうか。さらに県単位の忠霊塔設置としてとらえた場合、1939年以降の「上からの」忠霊塔設置運動段階では市町村単位を原則としていたが、記録が残りにくい1943年以降、何等かの方針転換があって規模の大きい大都市型の東京市忠霊塔のような例は特異とはいえないのだろうか。その際、忠霊塔施設の方針が師団や連隊からの働きかけによって、より規模の大きな府県単位のものへの変化していき、行政がこれに呼応する動きがあるのかどうか、仏教界がどのような役割を果たすのか。軍との密接な関係によって占領期にどのような負荷をおうのか。これらの施設が今日も残されてきた経緯もふくめ、個々の地域事例の射程をのばす作業は忠霊塔研究史の課題であると同時に、戦争モニュメントをめぐる戦後史の課題だろう。

以下では占領下での動きが多様な史料のなかからうかがいあがる、東京市忠霊塔の「その後」を辿っておきたい。

Ⅳ 東京占領と忠霊顕彰会・戦没兵士モニュメント

東京の忠霊塔を取り巻く歴史的事情は、東京が帝都として占領軍の政治的軍事的拠点がおかれたことで様々な特色を見出せる。1945年9月、本土上陸後、米国第8軍の拠点横浜から東京に進駐した連合国軍総司令部（GHQ/SCAP）は、第一生命ビルをはじめ皇居と東京駅に及ぶ丸の内一帯のビル群をはじめ軍施設として接收し、帝都の空間を占めた⁵⁶⁾。命令系統として占領軍は連合国軍にのみ属したのではなく、米国太平洋陸軍に対しても指揮を仰ぐ、いわば二重性を持つ組織である。一般にドイツ占領や沖縄占領と比して「間接統治」とされる日本占領ではあるが、今日では実態との突き合わせが必要だろう。特に本土各地の地域住民が出会った「進駐軍」とは、各地に配置された地方軍政部部隊（MG）であるが、これらは米国太平洋陸軍の各部隊を戦地から転戦させ、編成したもので、占領軍はいわば独自の軍隊組織を持たなかった。このため東日本には第8軍を西日本には第6軍をそれぞれ実践部隊編成のまま投入し、日本軍の武装解除を第一目的とした。初期占領期の東京にはGHQ/SCAPとして連合国軍総司令部が展開したが、同時に地方軍政部としての横浜におかれた第8軍管轄の東京神奈川地区軍政部東京分遣隊司令部が置かれ、東京都の渉外部がその連絡部署となった。国家間のレベルでは「軍国主義」解体を前提とする占領政策だが、地方軍政部を含めた占領体制のこうした特徴は、地域にとっての占領の様相を考えるうえで重要な視点となる。本稿の検討素材である東京都忠霊塔をみると、兵士追悼のしくみではなく運用のあり方が、占領軍によって問題視されていた点を確認することができる。

まず1945年11月21日、新聞広告では、「東京都忠霊者秋季慰霊法要執行」とあり、主催は戦前からの東京都忠霊塔建設事業協会だった⁵⁷⁾。これに対し、先の公葬令の制限は大きな影響を与え、1946年になると、戦前の東京市忠霊塔を成り立たせていたしくみは大きな転換の痕跡を見出すことができる。まず財団法人忠霊顕彰会についてみておくと、名称および組織変更の資料が残り、1946年3月12日付で組織編成を申し出、5月7日付で「財団法人忠霊顕彰会寄付行為中変更之件」として許可されている⁵⁸⁾。許可の公文書は厚生大臣（芦田均）名で、会長代理小林政一宛てで出されたが、その前段階で東京都長官（藤沼庄平）で民生局専用印が与えられており、他方、同会の許可申請は、都長官、外務大臣（吉田茂）、厚生大臣宛である。組織変更の中核は、「財団寄付行為中別紙ノ通り改正致度候」点にあったが、規約変更の内容は、以下のように、会の名称や性格の変更にあった⁵⁹⁾。

寄付行為改正案

財団法人大日本忠霊顕彰会寄付行為中左ノ通改正ス

一 第一条中本会ハ「財団法人大日本忠霊顕彰会」ヲ「財団法人日本報効顕彰会」ニ改ム

- 一 第四条中本会ハ「皇戦ニ殉シタル忠死者ノ遺骨ヲ合祀シ其ノ忠霊ヲ顕彰スル」ヲ「公事に殉セル
人士ノ遺骨ヲ合葬スル施設ヲ援助スル」ニ改ム
- 一 第五条第一号ヲ削除シ「二、内外地ニ於ケル忠霊塔等建設ニ対スル助成指導」ヲ「一部報效者ノ
墓塔建設ニ対スル援助」ニ改メ「三 其ノ他ノ忠霊顕彰事業」ヲ「其他報效者ノ遺骨ヲ合葬並ニ祭祀
ニ関スル事業」ニ改ム

会の名称変更に加え、死の意味付けや対象は、「皇戦」の「忠死者」ではなく「公事に殉せる
人士」とした。他方、設置の場所も会の発足段階では存在した「内外地」は外されて限定され、
会の果たす役割は、設置主体としてではなく、建設の援助を中心に、「祭祀ニ関スル事業」に
関わるとある。会の性格に大きな変更が加えられていることは明らかだろう。この他、従来の
皇族総裁の廃止や、文武官の関与も排している。評議委員には、岡崎勝男、稲田清助等官僚の
ほか、神田五雄や小汀利得らジャーナリストが名を連ねた。この点について添付史料には、3
月8日、事務所にて理事会を開催し、小林赤津倉持北条を中心に、会長代理を小林政一とする
ほか、評議員には、外務省総務局長、文部省秘書課長、マスコミからは、3大紙と東京・産経
新聞ほか、日本宗教会（神道局長・仏教会長・基督会長）会長の名前があがる。

このように、戦時下、帝国の版図及び、本土の市町村忠霊塔建設運動を担った「大日本忠霊
顕彰会」は、厚生省及び東京都から認可を得た財団法人日本報效顕彰会として「民間」団体と
なっていた⁶⁰⁾。

ついで先述したように、11月には公葬制限令とこれに次いで「忠霊塔、忠魂碑等の措置に
ついて」が出され、忠霊塔等の撤去・新規の建設中止が指示される。これに先立ち東京都では
すでに「記念碑撤去に関する東京都委員会（Tokyo Metropolitan Committee on Removal of Monu-
ments）」が結成され、忠霊塔も含め、戦争モニュメントに対する撤去事業がすすめられた。東
京都公文書館には忠霊塔の撤去状況等について、都庁渉外課から東京神奈川地区軍政部東京分
遣隊司令部に宛てた報告書の日本文の起案が残る。先の福田も関係省庁職員として、「忠霊塔、
忠魂碑等の撤去審査委員」に名を連ねた。忠霊塔撤去は府県行政の管轄であり、撤去に関わる
指令はGHQ/SCAPが出すものの、担当行政による具体的な遂行状況の報告は地方軍政部に出
される流れだったようだ。地方軍政部にあてて出された報告資料の写しによれば、1947年3
月6日段階でそれらの撤去状況は、「撤去したもの 16件」「撤去に着手したもの 28件」「審
査を要するもの 26件」の計70件で、撤去済みのものは国民学校校内にあった。また「忠霊
塔」名称を持つもので撤去着手中の1点は軍人像（牛込区）、もう一件の要審査中のものは川
口村立による御影石の忠霊塔のわずか2件である⁶¹⁾。忠霊塔も含め、これらは宗教政策に分
類される。こうした動きは各地で展開していたことが考えられるが、SCAP/GHQの占領史の
正史『GHQ日本占領史——宗教』の叙述では、公葬禁止通達を社会に適応するに際してモ

ニュメントの撤去（第五項目）が重視されていたことが分かる。また量的に多寡であったためとも考えられるが「記念碑撤去に関する東京都委員会（Tokyo Metropolitan Committee on Removal of Monuments）」の政策をモデルケースとして紹介している⁶²⁾。忠霊塔は遺骨の有無というよりは、戦死者の名誉を讃える戦争記念碑の側面から注目された。戦死者を讃える葬儀や儀礼、さらには公的空間の戦争モニュメント（記念碑/彫像）の扱いをめぐる、未来に向けた教育機能が強く意識されていた、ととらえるべきだろう⁶³⁾。

しかしここでひとまず留意しておきたい点は、新規や途上の建設が禁じられた忠霊塔は、忠魂碑や銅像と併記され、個々の名前を持つ英雄と併記され、敗戦国におけるウルトラナショナリストを讃えるモニュメントとして一括されていたことである。納骨を伴うことで、「親しみ」を持つことが強調されていた忠霊塔に対し、占領下での文脈は、戦争モニュメントとして限定する操作を通じ、存在や建設を禁じるものだった。このように占領政策の施行過程のなかで、忠霊塔は軍国主義解体というコードに抵触する戦争モニュメントとしてとらえられていた。

他方で「東京市忠霊塔建設事業協会」を前史とする「財団法人東京市忠霊塔建設事業協会」もすでに1946年8月13日付けで解散し、「財団法人東京都慰霊協会」とその名称を変更した。会長には、徳川家正のほか、理事には先の井下清の名があがる。こうした会の組織変更もまた占領下での忠霊塔建設制限を前提とした動きとされてきた。しかしここでは慰霊協会が抱える占領下の問題群として、軍の管轄下にあった同会が特に敷地面で大きな打撃をうけていたことを明らかにしておきたい。旧軍用地が多くを占めた忠霊塔建設用の敷地は占領軍の接收対象となったと考えられるが、18000坪のうち旧陸軍省用地無償貸付地13000坪はまずは大蔵省管轄となり、会の主な財産は納骨堂拝殿事務所からなる4460坪の土地に限定されるなど縮小を余儀なくされた。では後ろ盾の組織をなくした東京都忠霊塔は、ただちに東京都委員会による撤去の対象となっていたのだろうか。

V 旧東京都忠霊塔とその空間

だが東京都忠霊塔が「記念碑撤去に関する東京都委員会」の撤去対象になっていた痕跡は見出せない。一方で、以下で扱う史料からは、地区軍政部と東京都のレベルではなく、GHQ/SCAPの一部局、宗教政策や教育を管轄するCIE（Civil information & Education Section）での議論や対策が検討され、ここにその起源を戦時下の大日本忠霊顕彰会に持つ東京都慰霊協会も関わって、旧忠霊塔空間を保持するための論理が練られていた事実を確認できた。以下、検討していきたい。

まず旧軍用地であったこの空間は、占領下の軍国主義解体路線の下、1946年4月25日、小石川一帯として特別都市計画公園へと指定され、東京都によって新たな都市計画に組み入れら

れた⁶⁴⁾。特に戦後の東京では慢性的な住宅不足とその解消が都市の復興施策として取り組まれた。小石川のこの地区でも同様で、行政史料には1946年、「東部軍陣地跡に住宅営団住宅（富坂警察署員用）建設（既に居住者に払下）」⁶⁵⁾とあり、旧忠霊塔敷地は新たな空間利用が求められるなど、軍国主義解体という占領軍の文脈とは別に、東京都側の現実的な土地利用の論理が生じる段階にあった。

一方、戦争の死者という文脈では、東京大空襲の死者との関係が英文の議論のなかで浮上していた。筆者は空襲死者の占領期での扱いをSCAP文書に探る作業のなかでこの問題群に出会ったが、読み進めるうちに驚きを禁じ得なかった。東京大空襲の三回忌にあたる1947年3月以降11月に至る時期には、都内の公園数カ所に仮埋葬されたままの大量の空襲死者遺体の扱いをめぐるGHQ/CIEと日本側のやりとりの記録がGHQ/SCAP文書に英文史料として残され、その中でGHQ/CIE宗教課長W. バンスと元東京都公園課長井下清との間で旧東京都忠霊塔の戦没兵士遺骨をめぐる問題が隠された中心的問題として議論されていたからだ⁶⁶⁾。井下は戦後、1946年3月30日付をもって東京都を依願退職し、4月から東京農業大学教授就任のかたわら、都の公園緑地墓地資料調査事務東京都調査委員（1946.4～1949.12）、都有境内地処分審委員（1948.3～1949.3）、東京都公園審議会委員（1949.6～1970.3）等の他、建設省の都市計画東京地方委員（1949.4から1968.6）の調査委員等、公園都市行政に関わる委員をつとめ、1947年3月に財団法人東京都慰霊協会常務理事（1967年理事長）に就任していた。またこの間1947年1月、先の「忠霊塔忠魂碑等ノ撤去審査委員会委員」嘱託もつとめた（11月退任）⁶⁷⁾。東京都の公園行政とも一定の関係を保った位置にあった井下は、ここでは東京都慰霊協会会長としてバンスとの会見に臨み、都内の公共公園等に仮埋葬されたままの空襲遺体の堀上げおよび火葬事業と忠霊塔遺骨を合葬する案を提起していた。特に会見録のなかで井下は、戦争による死にいたった経緯やその意味付けを異にする2つの集合的死者を合葬する提起とともに、墳墓を作るための敷地を「後樂園附近の国有地」とか、「後樂園スタジアム付近の協会有の敷地」に求める点を繰り返し提起している。慰霊協会が管理する旧忠霊塔の跡地をいかに保持するか、この点こそが眼目ではないか。その際旧東京都忠霊塔がどのような状況にあったかの井下の説明は興味深い。CIEの会見録（GHQ/SCAP文書）に残る英文史料からは、旧忠霊塔にはアーチ状の納骨施設があり、象徴的な遺骨と遺髪等の遺品があること、また遺骨は5000柱とされている⁶⁸⁾。

こうした井下側の提案に対し、CIE側は、旧忠霊塔納骨堂の死者が東京出身の戦没兵士であることや、この場所そのものが旧軍用地であること、さらに慰霊協会の出自を「慰霊協会は戦没者に記念碑を建設するために陸軍と東京政府の援助のもとに設立された協会の後継者である。戦争以後、前協会は解散した⁶⁹⁾」と把握するにいたった。このため、次第に戦争の死者の埋葬場所として、歴史的経緯のある空間の使用そのものを懸念する指摘が目立つ⁷⁰⁾。占領の初

期目的が日本軍の武装解除にある以上、旧忠霊塔をそのまま継承する計画への警戒はむしろ当然だろう。6月7日付けの会見録「兵士死者遺骨のための墳墓」でも「問題は、もっぱら、兵士戦死者と戦争犠牲者の遺骨がどれ位大規模に集まっても、将来、反動勢力の集結点として働くのではないかということである⁷¹⁾」とされ、旧東京都忠霊塔の置かれた場所は、戦争の記憶を喚起する負のランドマークとみなされている。

これに対し井下の要求は「協会の希望は、身元不明の空襲犠牲者の遺体をすべて掘り出して火葬し、兵士の戦死者遺骨（5000）と共同埋葬すること⁷²⁾」とする。東京市忠霊塔の納骨者数は、戦時下での最後の新聞記事から積算すると4000柱を越える範囲だったと考えられるから、戦後の復員業務を経ての戦死者遺骨は、1947年の段階で5000柱にまで増加していたことになる。こうしたやりとりからは要するに、財政基盤を縮小された慰霊協会が空襲死者をパートナー取引的に扱いつつ、旧忠霊塔の敷地とその存続をかけてCIE/GHQと交渉を続ける状況ととらえるべきだろう。もっともこのように、系譜の明確な郷土部隊の忠霊塔の処遇と抱き合わせのプランについて、CIE宗教課の側も設置空間の是非をめぐっての論議に終始し、その代案の検討を求めるにとどまっていた点も注目される。忠霊塔遺骨の処遇は全面的に否定されるものではなかったことになる。6月には井下の案内によって、空襲死者が仮埋葬されたままの都内の公園見学を経て1947年11月、井下は今度は「東京市内の軍用地で追悼碑を建設するよりむしろ、これらの死者の遺骨を公共の追悼の場所に置くことが適切ではないのか⁷³⁾」と問われた。しかしCIE側の新たな意見に対する井下の反応は熱心ではなかったと記されるなど、設置場所の変更案には積極的ではなく、むしろ抵抗していたことがわかる⁷⁴⁾。11月段階の会見録でCIEのまとめには以下のような一文がある。

「後樂園球場付近にある東京慰霊協会保有の軍用地（軍当局が東京出身の兵士戦死者の追悼碑用地として準備していた）に、東京都が小規模な追悼碑を用意することは適切か、という重要な問題は解決しなかった⁷⁵⁾」

井下の弟子筋である前島康彦の回想録によれば戦後直後、1946年段階での井下は、東京都市計画策定時点で計画公園として「総合的慰霊事業」（250頁）を策定し、「東京都の公共慰霊事業の立場」（251頁）から占領期の慰霊協会事業を担い、遺族会との対立を深めたという⁷⁶⁾。パンストのやりとりをふまえる際、都心の大公園計画が旧忠霊塔の存在を前提としていた可能性は高い。しかしCIE側はこの案件をめぐっては日本政府とSCAP/GHQの交渉役であった外務省外局のCLO（終戦連絡中央事務所）との間に議論の場をうつつ、空襲死者の堀上火葬遺骨と旧忠霊塔に収容された遺骨を本所の震災記念堂に合葬すべきとする、いわば3つの全く異なる死者の集合体を合葬しようとする提案を議論していた。どのような死者を合葬するのか、と

いう論点とともに、改葬の場所そのものが東京大震災の震災記念堂へと大きく変更されていたことが分かる。後述するように、空襲死者を掘上げ、火葬した遺骨と東京都忠霊塔残骨とを合葬し、震災記念堂に移転させるという事業計画は以後、東京都慰霊協会をその管理者とする案とあわせ、基本的な構想となっていたようだ。

だがこの一方で、旧忠霊塔を含む空間そのものはその利用法をめぐる方針を大きく変えて行く。都の行政文書に戻ると、まず 1949 年 4 月段階ではいまだ、旧陸軍省用地無償貸付地 13000 坪も含め、大蔵省東京財務局国有財産部長より東京軍政部司令部長宛接收解除申請がなされた 14000 坪をめぐる再利用の青写真では以下のように 4 区分けがなされるにとどまっていた⁷⁷⁾。

- A 地区：東京都建築局用；納骨堂として慰霊協会使用 5675 坪 54
- B 地区：警視庁の警官住宅及び寄宿舎用；警察官住宅—警視庁使用 7000 坪
- C 地区：日本学生文化協会の学生クラブ用；都内学生クラブ用 69073 坪
- D 地区：敬徳会（旧大日本忠霊顕彰会）一死奉公行蹟調査事務所用；69073 坪

A 地区は「東京都建築局用」に使用とあるも、実際には「納骨堂として慰霊協会使用」する予定とされ、D 地区を管轄する敬徳会も旧大日本忠霊顕彰会の系譜をひく団体とある。すでに見たように、戦前の「大日本忠霊顕彰会」は 1946 年段階で呼称は「日本報効顕彰会」と変更されていたから、「敬徳会」へと三度の名称及び組織変更等の可能性が高い。ともあれ A 地区 D 地区ともに戦前来の使用方法の継続が意図され、慰霊協会が忠霊塔の管理者として存続するために有利な計画であったことがわかる。

もっともこれに先立つ 1948 年 5 月、すでに後樂園エリアには競輪場の誘致が決定された (1948.5.26)。こうした旧軍用地での競輪場や競馬場事業の展開は全国的な動きであるが、さらにここでどのような土地利用構想が示されていたか行政文書から抜き出すと、「建築局宛テニスコート及び児童遊園地として土地使用方依頼」(1949.5.26) や「文京区長より建築局長宛借用土地増加依頼（観客用ベンチ及び周囲通路敷地用）」(1949.8.12) など区行政が都の建設局に対し、後樂園エリアを市民に向けたスポーツ振興の場とする利用法を打ち出す動向がわかる⁷⁸⁾。ことに 1949 年 8 月 16 日での占領軍による接收解除（東京民事部）を経た段階での都行政文書から同様の動きを抜き出すと、都はすでに前年 1948 年 8 月 29 日付の段階で慰霊協会に対し「建築局長より文京区長宛承認及び撤去確認通知」を出していた。全般的なスポーツ振興とこれらを条件にした接收解除の動きのなかで、おそらく 1949 年までには旧忠霊塔仮堂は、戦時下での場所からはいったんは撤去され、移転を条件に A、D 地区が構想されていたと考えるべきだろう。

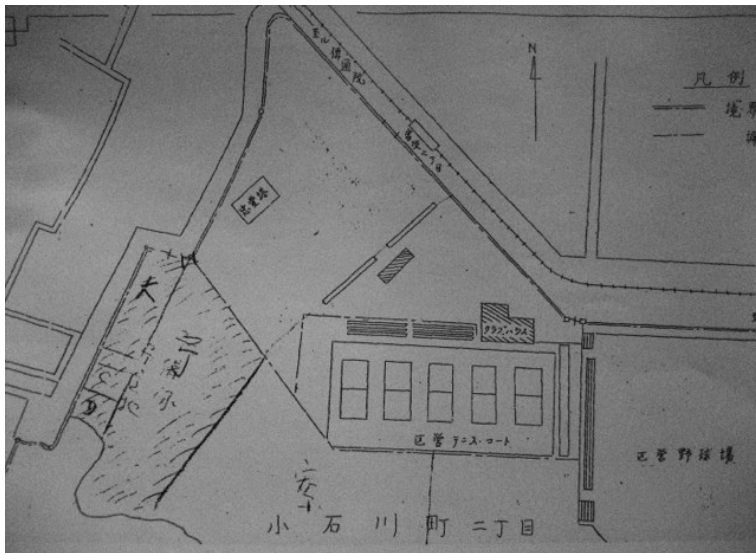


図3 「元陸軍兵器学校小石川分校跡地」

だが1949年10月29日付で都の建築局長は、大蔵省に宛てA地区貸付申請を、2ヶ月後の12月19日には警視庁が大蔵省宛「国有地借入申請書」申入をそれぞれ行い、3380坪について、旧東部軍陣地跡には富坂警察署員用営団住宅建設を、また文京区行政はテニスコートを設置した。A地区やD地区が忠霊塔再設置を前提にして利用される構想には大幅な変更の兆しが見える。A地区の従来の利用方法の優先順位がゆらいで見えるからである。この傾向は後述するように、1950年以降になると決定的なものとなる。

その経緯を今度は新聞記事等も加えてさらにたどると、まずは文京区の跡地利用としてのスポーツ振興は1950年に入るとより積極的なものとなる。行政文書からは、1950年2月16日、「用地買収に関する陳情書」提出等がわかる。3月2日には都は小石川一帯に対し、「東京都特別都市計画公園」の網の目をかぶせた。さらに4月になると、用地買収を前提としたうえで、児童園・野外劇場・プール等の建設に関する「請願書」および「後樂園地帯にスポーツ・センター建設に関する件」の請願が出されている。もっとも占領下の空間利用の優先順位もまた戦時中同様、しばしば一変する。警視庁宿舍が想定されていたB地区は、1950年10月、朝鮮戦争勃発に伴う警察予備隊再編を理由に計画変更となり、「GHQの公安課係官の示唆と最高幹部決定に基き俄に第五方面予備隊及同警備待機所」としてそれぞれ3000坪と8000坪があてがわれた。スポーツ振興をうたう東京都の土地利用の面からも、軍事戦略的な観点からも、戦前旧忠霊塔用地の存在意義および空間占有は極めて希薄なものとなった。

新聞に敷地の利用をめぐる攻防が登場するのは1950年である。メディア報道からは、敷地の争奪戦として描かれた以下の見出しを持つ記事が拾い出せる。

- ① 「納骨堂の跡地めぐり三巴」(1950. 11. 7)
- ② 「10ヶ所に児童遊園地」(1950. 11. 28)
- ③ 「今度は警視庁 納骨堂跡地に庁舎建設計画」(1950. 12. 15)
- ④ 「後樂園高台にまた問題 納骨堂か体育施設か」(1952. 2. 20)
- ⑤ 「都の戦没者納骨堂が移転」(1952. 9. 7)

(以上『読売新聞』より)

これら5点の記事の焦点は、いわば慰霊協会のために保持されたはずのA地区の、中でも、忠霊塔の「跡地」となる予定の空間利用の争奪にあった。たとえば①の「納骨堂の跡地めぐり三巴」では、建設局（接收解除の条件として現在後樂園競輪場脇の都営住宅）、中央大学（同大学の敷地として主張）、文京区（都市計画で緑地帯になっているので後樂園を中心にスポーツセンターにする意向から総合グラウンド建設を計画中）の3様の利害関係を主張する当事者が登場する。対立が生じる前提は以下のように説明されている。

「無名戦士の墓として戦時中後樂園の高台にそびえた都の忠霊塔 —— 文京区富坂 2-1 —— は戦後慰霊祭納骨祠となつたが、維持経費も少なく荒れるにまかせているので近く本所震災記念堂に併置改葬される」⁷⁹⁾

ここでは震災記念堂への旧忠霊塔遺骨の移転後が議論され、その跡地が争点となっていた。1947年段階での井下とパンスとのやりとりの結果として登場していた震災記念堂への改装移転案が問題提起の前提となっていたことがわかる。続く1950年の3件の記事でも、慰霊協会が引き継いだ東京市忠霊塔仮堂とその遺骨5000は、改葬および震災記念堂への移転事業を前提とする。②はさらに文京区の構想に踏み込んで報じたものであり、区内十カ所に児童遊園地建設が着工され、年度内での完成が予定され、「ブランコ、砂場、すべり台などをつくるほか樹木の配置など新しい設計様式」のその延長に、「来年度は後樂園高台にある忠霊塔跡に理想的な児童遊園地をつくる計画」という。改葬跡地は具体的な利用法が明記されていた。最後の③は、この跡地の三つ巴にさらに警視庁が割り込んだ経緯が問題となっている。いずれにせよ、それぞれ、忠霊塔跡地をどのように再利用するのか、この点にその関心が向けられている。

ところが、記事を並べて読んでみると、①～③と④、⑤では議論の前提が一変していたこともわかる。1952年の記事では忠霊塔改葬問題は小石川敷地の中での単独移転およびその再建が折り込みずみとされての議論となっているからだ。④の記事の場合、取り壊される対象は、「後樂園高台にある文京区営グラウンド」であり、「東京都戦没者納骨堂建設のため」とある。忠霊塔遺骨の改葬と移転案は一変している。ここまでの経緯について、メディアは以下のよう

に説明している。

「この高台の一隅に戦後荒れるがままにされていた納骨堂地域は昨年十月区営テニスコートとともに中央大学運動場として大蔵省から売渡されたが、これを管理していた都慰霊協会（会長徳川家正氏）井下清理事長が遺族に無断で中大から移転費 240 万円を受取り、本所の震災記念堂に引移ることにしてしまった、これを知った遺族側代表の都遺族更生会（理事横瀬清一氏）は震災者と一緒にされるのは困ると移転を拒否、同協会と対立を続けていた。これが六日畑都民生局長のあっせんようやく区営グラウンドと隣接する礪川公園約六千坪に移転することで話し合いがついた」^[80]

区長によりスポーツセンター構想が公約されていたにも関わらず、旧戦没者納骨堂の敷地内での移転が決まったわけだが、この変更への批判は見出せない。一方で、元来の忠霊塔跡地としての「納骨堂地域」を区営テニスコートとともに大蔵省から払下げを得たのは中央大学だった。井下が理事をつとめる慰霊協会は移転費を中大から受け取り本所移転計画を進めていたが、ここに「東京都遺族更正会」がたちはだかった。その理由は、「震災者と一緒にされるのは困る」というものだった。戦災死者の存在は宙づりのままだが、回顧録から知られる井下と遺族会との対立は、「震災者と一緒にされる」移転問題にあったことがこれらの材料からは指摘可能となる。

①～③と④の間の変更をうながす事情を示すことは難しいが、外的要因としては、占領後期にいたっての忠霊塔や戦没者遺骨の扱いをめぐる大きな制度的変化である。1951 年 9 月 10 日付、文部省と引揚援護局長は慰霊堂緩和の通牒を発表、5 日後の 9 月 15 日、新聞は、これを受けての東京都の動きを報じている。それは、行政側が戦後初めて、戦没者納骨堂設置事業にふみだした、と報じるものだった。

「都世話課（目黒区上目黒 8-660）では近く都内の適当な場所に戦没者遺骨安置所を設ける計画を進めている。同課では終戦いらい引受人不明の遺骨を保管しているが、現在ある五百柱の遺骨は 37 柱が無縁仏で、その他は縁者はあっても戦災その他で離散したためまだ引取人が現れないものであるが、同課ではさる 10 日文部省、引揚援護庁から通達された慰霊祭制限緩和措置によって戦後はじめて都費で初めて納骨堂建設を行うことになった」^[81]

旧忠霊塔が日中戦争以降の戦没兵士の増加に対する対応という側面を持っていたにせよ、田中尚伸『靖国の戦後史』が強調するように、戦後により再開された復員業務こそはより規模の大きな戦没兵士遺骨の増加をもたらすのであり、こうした戦後の事態にどのように対応するのか、この点の歴史性をも指摘するべきだろう。結局、納骨堂と名前を変えた旧忠霊塔とその

事業は、いったんは納骨堂及び仮堂としての戦前東京市忠霊塔という存在を撤去しながらも、同じく小石川に移転させることで以下の⑤の記事のように、戦時下で忠霊塔が果たした意味合いや「靖国神社を眺められる」といったような靖国と関係づける言説のあり方を巡って何ら吟味されたり検討されないままに、占領終結後のこの時期、その再生がはかられていたのである。

「後樂園高台の中央大学グラウンド内にあって立退きをせまられていた都戦没者納骨堂はこのほど同高台の東端、礪川公園の敷地に移転を終え、本月末に移転大祭が行われることになった。

新納骨堂はほとんど前の建物を移築したもので総工費 350 万円、銅板ぶきの木筋コンクリート建で拝殿をふくめ総建坪 31 坪、5700 柱の戦死者遺骨が納められる事になっている、このほか木造の遺族休憩所 (25 坪) も建てられているが近く靖国神社を眺められる展望台も設けられる予定」⁽⁸²⁾

今日の「東京都慰霊協会」は、旧忠霊塔の「跡地」を引き継ぐ「東京都戦没者墓苑」(小石川)のほか、戦災死者を合葬した「東京都慰霊堂」(墨田区横綱公園, 1951)の管理も兼ね、東京都福祉保健局生活福祉部の所管を受ける。旧東京市忠霊塔の跡地とされた小石川の「後樂園高台」には、「理想的な児童遊園地」は設置されず、『東京都慰霊のあゆみ』の叙述にしたがえば、1960 年 6 月、「東京都戦没者墓苑」として整備された。『ああ、無名戦士』(早坂暁脚本, 渥美清主演)は 1967 年、TBS 局放送ドラマとして放映されたが、その背景には戦前の仮堂を移築して敷地内での移転をはかった旧忠霊塔の姿が克明にうつしこまれている。あるいは、表 1 で提示したように、陸軍省の系譜を引く引揚援護局が「都道府県別戦没者の納骨施設の概況」調査を行ったのはこの 5 年後、1954 年 4 月だったが、詳細を記した回答不在のまま東京では、「慰霊協会」を設置主体とする軍人・軍属の納骨施設としての「慰霊堂」が 1952 年 5 月に設置されたことになっている⁽⁸³⁾。旧東京市忠霊塔は確かに、予定どおりの完成をみなかった「予定地」ではあったが、納骨施設として戦時下から占領期、戦争モニュメントとしては「世の中から隠されたもの」となりつつも、「跡地」という語彙が示すような、戦前と断絶した場所として整備されることはなく、系譜的にはその空間を保ち続けた、と見てよいだろう。

以上、検討してきたように本稿は、戦争シンボルとしての東京市(都)忠霊塔に焦点を据え、戦時下及び占領期での英文も含めた様々な公的記録を検討し、テキストとして読むことで、戦時下帝都での戦争シンボルとその空間の意味変容を明らかにしてきた。東京市忠霊塔はその記録の残り方も含め、帝都であったことや占領期に占領軍の拠点であったことなど政治都市として特徴的な位置を反映し、占領軍も含め、施政者側にとって記録の対象であった。もっともその豊富な公文書からは、戦争シンボルが成り立つ背後の社会的文脈が、帝都東京の戦争シンボルの意味付けを大きく変転させてきたことが具体的なレベルで明らかになった。同時に東京市

忠霊塔は、戦前からの系譜を持つ空間にその意味を変転させながらも存在する一方、歴史的な説明はなされてこなかった。戦争末期に新たな論理を帯びた戦争モニュメントの多くはおそらく、軍用地も含め公的な場に建設されていた可能性は高い。戦時下では極めて明瞭であった当初の目的が紆余曲折したまま、その来歴が隠され、今日なお公的な空間にこうした存在は多く残されていることだろう。だが、では戦後社会のなかでどのようなメッセージ性や存在意義を持ち過去の戦争と向きあうのか、明快ではない。そしておそらく、占領期を経た日本の戦争シンボルの多くは、このように戦時下での物語を看過され、あるいはなぜ戦後社会にその命脈を保ちえてきたのかこの点に言及されないまま、占領軍の存在を消去しつついわば歴史化が拒まれたまま放置された存在なのではないか。戦争の事後としての占領期を射程にのける作業は、戦争の記憶を読み解き、これらの歴史化を進める新たな方法と本稿は考えている。

注

- 1) テッサモーリススズキ『過去は死なない』（岩波書店、2005）等参照。
- 2) 定義や研究動向としては、本康宏史「慰霊のモニュメントと銃後社会 —— 石川県における忠霊塔建設運動 ——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』102, 2003.3）、横山篤夫「忠霊塔」（新谷尚紀・関澤まゆみ編『民俗小辞典 死と葬送』吉川弘文館、2005）、今井昭彦「忠霊塔建設に関する考察」（『国立歴史民俗博物館研究報告』147, 2008.12）、河西英通『せめぎあう地域と軍隊』（岩波書店、2010）等参照。先駆的研究としては籠谷次郎「市町村の忠魂碑・忠霊塔について —— 靖国問題によせて ——」（『歴史評論』292, 1974.8）、大原康男『忠魂碑の研究』（暁書房、1984）、同「続・忠魂碑の研究」（『国学院大学日本文化研究所紀要』52, 1983.9）などがあげられるが、日中戦後に展開する忠霊塔設置運動とその地域的展開をめぐるのは、1990年代後半以降、国立歴史民族博物館の共同研究やその成果としての特集号等、歴史学民俗学宗教社会学等学際的な射程を持ちつつ、今井「群馬県下の戦没者慰霊施設をめぐる」（『常民文化』10, 1987.3）、福田博美「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」（『群馬文化』252, 1997）、本康『軍都の慰霊空間』（吉川弘文館、2002）、今井『近代日本と戦死者祭祀』（東洋書林、2005）、横山篤夫「大阪の忠霊塔」（『戦争と平和』16, 2007）等が蓄積された。
- 3) 上からの施策の意図と地域での受容のズレは主題の一つであり、例えば横山は、戦時下の戦争未亡人が忠霊塔に遺骨を納めたがらず、名簿と遺骨数との間に誤差にとどまらない距離があるという興味深い事実に着目している（「戦没者の遺骨と陸軍墓地 —— 夫が戦没した妻たちの六〇年後の意識から ——」『国立歴史民俗博物館研究報告』147, 2008.12）。
- 4) 満州国の建国神社や忠霊廟については嵯峨井建『満州の神社興亡史』（芙蓉書房、1998）や青井哲人『植民地神社と帝国日本』（吉川弘文館、2005）、曲晓范「傀儡国家満州国の「靖国神社」——「新京建国忠霊廟」の建造プロセスおよび満洲国当局の祭祀活動——」（『真宗総合研究所研究紀要』26, 2007）等参照。また津田良樹「『満州国』建国忠霊廟と建国神廟の建築について」（『神奈川大学 21 世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究参画者研究成果論文集』神奈川大学 21 世紀 COE プログラム研究推進会議、2008.3）など、植民地空間におけるモニュメント論として調査の成果が神奈川大学 21 世紀 COE プログラム「海外神

社（跡地）に関するデータベース」としてまとめられた。ただし同データベースでは、忠霊塔と忠霊廟の線引きは逆にゆらいでいる。なお地域の動向と「外地」忠霊塔との関連に着目した研究としては、横山「満州に立てられた忠霊塔」（『東アジア研究』48, 2007）、同「日本軍が中国に建設した忠霊塔」（『東アジア研究』54, 2010）等参照。戦時研究に比して、アジア太平洋戦争末期から戦後史にかけての時期に注目した研究としては、橘尚彦「『京都忠霊塔』の計画と展開」（『京都民俗』24, 2007.3）、同「京都忠霊塔と霊山観音——東山・霊山山麓における戦死者祭祀をめぐる——」（『京都民俗』28, 2011.3）、小幡尚「高知県高岡郡北原村における戦没者慰霊——忠魂墓地の設置から忠霊塔の建設まで——」（『海南史学』48, 2010.8）などいまだ少数であり、個々の事例から発せられる問いかけは本稿の議論にとって参考になった。

- 5) 原田敬一「軍用墓地の戦後史——変容と維持をめぐる——」（『(仏教大学) 文学部論集』86, 2002.3) 参照。
- 6) 「壮大な忠霊塔建設計画」（『戦時下「都庁」の広報活動』『都史紀要』36, 1995）。
- 7) 東京占領についての基礎文献としては福島鏗郎編『G.H.Q. 東京占領地図』（雄松堂出版, 1987）が知られるが、都市計画や住宅建築の観点の近年の研究としてはたとえば佐藤洋一『図説占領下の東京』（河出書房新社, 2006）参照。
- 8) 『忠霊塔の建設要領』の「事業計画」には「皇軍主要会戦地ニ於ケル忠霊塔建設ニ対スル助成並ニ之ガ維持及祭祀 内外地ニ於ケル忠霊塔建設ニ対スル助成及指導其ノ他ノ忠霊顕彰事業」の項目がある。
- 9) 『本邦記念物関係雑件忠霊顕彰会関係巻一』（外務省外交史資料館蔵）には3課書記官宛の菱刈からの書面が残る、1939年6月24日付、近日中に発会式案内差出の手はずが整ったと記す。
- 10) なおモダニズム建築や戦蹟ツーリズムという観点、あるいは大日本忠霊塔顕彰会の内部パンフレットを見る限り、忠霊塔は帝国の「外地」で先行する。井上章一『アート・キツチュ・ジャパネスク——大東亜のポストモダン——』（青土社, 1987）、長志珠絵『『満洲』ツーリズムと学校・帝国空間・戦場——女子高等師範学校の「大陸旅行」記録を中心に——』（駒込武他編『帝国と学校』昭和堂, 2007）、栗津賢太「戦地巡礼と記憶のアリーナ——都市に組み込まれた死者の記憶——大連、奉天」（国学院大学研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間』錦正社, 2008）等参照。他方、先のCOEプロジェクトデータベース中、旧中華民国地域が想定された「一般神社忠霊塔」は、「一般市町村忠霊塔（一等當選）財団法人 大日本忠霊顕彰會」とあるなど、顕彰会による競技建築図案でのモデル提示と考えられる。
- 11) 「戦地、内地に忠霊塔 建設が第一着手の事業 菱刈会長の挨拶」（『忠霊』第2号）。
- 12) 大原前掲書、同論考ほか今井前掲書等参照。
- 13) 前掲『本邦記念物関係雑件 忠霊顕彰会関係巻一』。
- 14) 「内地忠霊塔完成着工状況一欄表」財団法人大日本忠霊顕彰会, 1941.11.1, (2068—伊達—195) 埼玉県公文書館蔵。
- 15) 昭和15年度第二回『大日本忠霊顕彰会評議会議事録』（前掲『本邦記念物関係雑件 忠霊顕彰会関係 巻一』）。
- 16) 昭和16年度『大日本忠霊顕彰会評議会議事録』17頁（前掲『忠霊顕彰会関係 巻一』）。
- 17) 大原康男は1942.10.1時点での顕彰会発表の数字として、完成124基、完成予定140基という数字をあげている。またその範囲は「北は樺太から南は沖縄まで」とあり、1941年時点での「内地」の範囲から変更があった数字であることがわかる（前掲『続・忠魂碑の研究』97頁）。
- 18) 昭和15年度第二回『大日本忠霊顕彰会評議会議事録』（前掲『本邦記念物関係雑件 忠霊顕彰

会関係 巻一』）。

- 19) 「壮大な忠霊塔建設計画」（『戦時下「都庁」の広報活動』『都史紀要』36, 1995）。
- 20) 『市会決議録』1939年3月（『市刊141』, 東京都公文書館蔵）。
- 21) 「東京市忠霊塔建設計画」（『市政週報』32号, 1939.11/11）
- 22) 委員の一人で東京帝大教授の内田祥三文庫には、顕彰会菱刈隆会長から1939年8月に届いた協力招請の手紙がある（内田祥三文庫 東京都公文書館蔵）。
- 23) 内田祥三文庫（東京都公文書館蔵）。
- 24) 前掲井上書。
- 25) 菱刈隆『忠霊塔物語』（童話春秋社, 1942, 216頁）。
- 26) 同上。
- 27) 他橋本助役、小野建築・石森監査両部長荒巻軍事援護課両課長（『市政週報』57号, 1940.5/11）。
- 28) 井下清については、前島康彦・井下清先生記念事業委員会編『井下清先生業績録』1974年がある。この時期の業績については、井下清『東京市の公園其他の施設に就て』（中央朝鮮協会, 1936）、同『建墓の研究』（雄山閣, 1942）など参照。
- 29) 『読売報知新聞』（1939.12.8）。
- 30) 「元陸軍兵器学校小石川分校跡地沿革」（『昭和二六年度【庁議】元陸軍兵器学校小石川分校跡地について（再議）』【328.A5.03】, 東京都公文書館蔵）。
- 31) 1941年度「第五 大日本忠霊顕彰会日誌抜粋」64頁, 67頁（前掲『本邦記念物関係雑件 忠霊顕彰会関係 巻一』）。
- 32) 同上, 17頁。
- 33) 同上, 1941.9/23, 17頁。
- 34) 『市政週報』57号, 1940.5/11。
- 35) アジア太平洋戦争末期の忠霊塔建設に注目する近年の研究は、納骨堂の存在に注目している。たとえば橘尚彦「京都忠霊塔と霊山観音 —— 東山・霊山山麓における戦死者祭祀をめぐって ——」『京都民俗』28, 2011.3）は今日の戦死者追悼に射程を伸ばした論考であるが、日中戦争以後の市町村を主体とした忠霊塔建設に陸軍中央が批判的で「忠霊塔の陸軍墓地への吸収」を進め、京都忠霊塔を「一九三九年京都十六師団の主導で陸軍墓地の移転として計画されたもの」とし、塔部分は建設されず、「仮堂」となった点に注目している。
- 36) 前島康彦・井下清先生記念事業委員会編『井下清先生業績録』1974。
- 37) 「忠霊塔に参詣門を設置」（『読売新聞』1942.12.1）。
- 38) 「近衛師団の全将兵が忠霊塔建設奉仕」（『読売新聞』1942.9.17）, 「けふは近衛師団の勇士」（『読売新聞』1942.10.6）。
- 39) 『日本学芸新聞』1942.8/1, 136号初出（全集新版72頁, 解題参照）。
- 40) 『読売新聞』（1942.10.21）。
- 41) 『読売新聞』（1942.10.25）。
- 42) 前掲「元陸軍兵器学校小石川分校跡地沿革」。
- 43) 同上。
- 44) 『読売新聞』（1943.10.29）。
- 45) 越澤明『東京都市計画物語』（筑摩書房, 2001）等参照。
- 46) 前掲小幡論考でも納骨施設の設置に着目している。

- 47) 原田前掲論文。
- 48) なお著者は、占領軍は敗戦国に対し、軍事文化や国家のために死んだ兵士に尊敬の念を抱く思想性をけして否定しなかった、と考える（長志珠絵『占領期・占領空間と戦争の記憶』（有志舎、近刊予定）。またこうした方向性は戦後直後においても基本的な姿勢は顕著であって、たとえば戦後直後、靖国神社に代表されるようないわゆるミリタリーシュラインであっても、まずは「合祀」業務が遂行されるとともに連合国軍将校が参拝するスポットでもあった（赤澤史朗『靖国神社——せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』岩波書店、2005）。
- 49) 井門富二夫編『占領と日本宗教』（未来社、1993、528頁）。
- 50) 県が設置主体となり、世話課が管轄、旧陸軍墓地内に戦後に設置された宮城県の記事によると、援護局はすでに前年1953年にも「戦没者納骨堂施設の状況について」照会を行い、同県では12.21日付で復興業務部長宛に回答したとある（宮城県民政部長→援護局長宛「戦没者納骨堂施設状況について（回答）」（『戦没者墓苑建設の経緯 資料その五』環境省所蔵文書）。
- 51) 「戦没者納骨堂施設の状況について（回答）」（『戦没者墓苑建設の経緯 資料その五』環境省所蔵文書）。なお、東京都への照会記録はあるが（5.13日付）、道府県からの回答文書が綴じられた『資料その五』には東京都からの書類は欠落し、1954年5月18日～10月16日に及ぶ書類受付一覧記録にも東京都の覧は作成されていない。
- 52) こうした例は各県の引揚援護局解散時に出された終戦処理史からも同様の記事をひろうことができる。例えば『富山県終戦処理史』（1975年、597頁）の記述によれば、歩兵第69聯隊の公傷病者の分骨埋葬（1908）に起源を持つ陸軍墓地内に忠霊塔が建設（1941.10）されていた富山県では、戦後その所属が陸軍省から大蔵省に移管、1953年4月1日、富山県は同省から無償貸付を受け、1964年6月1日、国からの無償譲渡により県管轄となった。また維持管理については、富山聯隊区司令部から戦後、富山地方世話部にうつり、後継機関（1975年段階で厚生部社会福祉課）の管理となった。
- 53) 地方軍政部が果たした役割は占領期研究の課題として指摘されてきた。荒敬『日本占領研究序説』（柏書房、1994）、栗田尚弥編『地域と占領——首都とその周辺——』、天川晃他『地域から見直す占領改革』（山川出版社、2001）等参照。
- 54) 「戦没者納骨堂施設の状況について（回答）」（県民生部労働部長→援護局長宛、1954.5.26日付、前掲『資料その五』）。
- 55) 1954年6月19日付、和歌山県民生部長から厚生省引揚援護局長宛、『同上』。
- 56) 近年の占領期研究は、例えば荒敬による地方軍政部に注目した基礎的研究の一方、接収住宅や軍用地への地理的工学的関心をふまえた研究が蓄積されている。
- 57) 『読売新聞』（1945.11.20）。
- 58) 「財団法人忠霊顕彰会寄付行為中変更之件」（前掲『本邦記念物関係雑件 忠霊顕彰会関係 巻一』）。
- 59) 評議員は以下。岡崎勝男・稲田清助・大西齊・神田五雄・小山信夫・小汀利得・小林政一・赤津隆助・倉持蔵三・北条清一・菅野正照・今泉真幸、また常務は、赤津隆助・倉持蔵三・北条清一・菅野正照・今泉真幸・監事小堀満馬・谷野宅太郎。
- 60) 前掲「財団法人忠霊顕彰会寄付行為中変更之件」。
- 61) 「（案）忠霊塔忠魂碑等の撤去について」（東京神奈川地区軍政部東京分遣隊司令部ウイザーレル中尉宛、東京都渉外部局長名）（『渉外関係（一般情報綴）』6、1947年、東京都公文書館蔵）。
- 62) 政策の結果、5613の記念碑及び彫像は撤去され、890の記念碑と17の彫像は目立たない場所

戦争の「事後」を考える（長）

へ、908の記念碑と29の彫像の外観は変更され、その銘は変更された——Report, CIE, “Mission and Accomplishments of the Occupation in the Civil Information and Education Fields,” 1 January 1950, 頁25。

- 63) 占領初期の東京での占領軍の軍神の扱いをはじめ、GHQの動きをたどった美術史の平瀬礼太は、「軍国主義除去」の動きを明らかにする作業を通じ、不徹底ぶりを意図的なものとして指摘し、疑問を呈している。平瀬「戦争と美術コレクション」（木下直之編『講座日本美術史6 美術を支えるもの』東京大学出版会、2005年、のち『銅像受難の近代』吉川弘文館、2011所収）。
- 64) 越澤前掲書。
- 65) 前掲「元陸軍兵器学校小石川分校跡地沿革」。
- 66) 長志珠絵「追悼の政治と占領期——〈戦争の死者〉をめぐる言説とその布置——」（『季刊日本思想史』71号、2007.8）。
- 67) 前掲『井下清先生業績録』。
- 68) 1947.6.17日付「空襲犠牲者遺骨のための墓苑」‘Tomb for Ashes of Air Raid Victims’〈CIE(C)00355〉。なおGHQ/SCAP文書のデータベース利用、マイクロフィッシュ閲覧については立命館大学人文学研究所所蔵による。
- 69) 同上。
- 70) 1947.11.1日付「東京都の戦争犠牲者遺骨」‘Remains of Tokyo-To War Victims’〈CIE(C)00399〉。
- 71) 前掲「空襲犠牲者遺骨のための墓苑」〈CIE(C)00355〉。
- 72) 同上。
- 73) 前掲「東京都の戦争犠牲者遺骨」〈CIE(C)00399〉。
- 74) 同上。原文では‘He did not warm up to the idea’、とある。このやりとりからはやがて、堀上火葬事業後の空襲死者の遺骨を震災慰霊堂に合葬するという案の提示（11/14）という今日の状況につながる案も出されていたが、少なくとも1947年段階ではあくまで、忠霊塔遺骨という東京都出身戦没兵士の残骨と空襲死者の合葬の場所の代案だった。
- 75) 1947.11.14日付「空襲犠牲者遺骨の処分」‘Disposal of the remains of air raid victims’〈CIE(A)08516〉。
- 76) 前島前掲書。
- 77) 前掲「元陸軍兵器学校小石川分校跡地」。
- 78) 同上。
- 79) 「納骨堂の跡地めぐり三巴」（『読売新聞』1950.11.7）。
- 80) 「後樂園高台にまた問題 納骨堂か体育施設か」（『読売新聞』1952.2.20）。
- 81) 「都で遺骨安置所」（『読売新聞』1951.9.15）。
- 82) 「都の戦没者納骨堂が移転」（『読売新聞』1952.9.7）。
- 83) 行政文書公開による環境省所蔵前掲『資料その五』。ただし、他の他府県分には存在する、府県の納骨堂調査に関わる行政往復文書が東京都については欠落しているので詳細不明。

要 旨

本稿は日中戦争以降、戦没兵士の集合的な納骨施設かつ巨大な構築物として計画・建設が進められた本土各地の「忠霊塔」のうち、首都に設置された「東京市忠霊塔」を、1 外地忠霊塔との関係、2 東京という政治都市に設置されたことの意味を明らかにする。特に本稿の方法の特徴は、米軍占領期とその史料に言及したことで、戦後の忠霊塔を占領軍の政治文化として議論した点である。戦時下の帝都空間でシンボリックに扱われた戦争シンボルが、戦争末期にどのような状況下にあったか、他方、戦争の事後の社会のなかでどのような意味転換を果たすのか、その過程を歴史学研究の手法を通じて明らかにし、戦争記憶を読み解こうとする試みである。

キーワード：忠霊塔，占領期，GHQ/SCAP，空襲死者

Summary

In this research, the Chureito of Tokyo City is main issue. Recently in contemporary Japanese history, Chureitou is known as Japanese type great no killed soldier's grave on the period from Sino-Japanese war to Asia-Pacific War. In this research Chureitou as the war symbol was symbolically treated by the emperor capital space under the war. In addition, it is demonstration to change in the remark theory in a society of as the war after in Occupied Japan. It is a new attempt to read the war memory and to solve.

Keywords : war dead memorial (Chureito), Occupied Japan, GHQ/SCAP, air raid victims